

福祉新聞 2010 年 4 月 19 日

< 電動車いす安全利用 >

警察庁がマニュアル

警察庁は 3 月 31 日、電動車いすの安全利用に関するマニュアルをまとめ公表した。電動車いすの交通事故が多発していること、利用実態調査で安全利用のための教育にばらつきがあったことなどから、利用者用と指導者用に分けて、留意点などを示した。

利用者用では、電動車いすの交通事故が 2009 年 1 年間に 232 件起き、12 人が死亡していること、ベビーカーに衝突し赤ちゃんを負傷させるなど加害者になる場合があることなどを具体的事例を挙げて紹介。「2 人乗りはしない」、「利用中の携帯電話の使用はやめる」、「坂道でクラッチを切った状態で手押ししない」などの使用方法を示した。

一方、指導者用は、利用者用手引きに取り上げた内容に沿って、利用者に対する指導の仕方や狙いを分かりやすく解説。「電動車いすの通行方法は、歩行者の通行方法によるものであることを指導する」、「安全性の観点から利用時の服装や姿勢の重要性を理解させる」、「傾斜地の正しい通行方法を習得させる」などの留意事項を示している。